

交通バリアフリー法基本方針（平成12年制定）における目標設定  
〈平成22年（2010年）までの達成目標〉

○ 旅客施設

1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の全ての鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについて、原則として、

- ・ 段差の解消
  - ・ 視覚障害者誘導用ブロックの整備
  - ・ 身体障害者用トイレの設置
- 等のバリアフリー化を実施する。

○ 車両等

車両等の種類	車両等の総数	バリアフリー化される車両等の数
鉄軌道車両	約51,000	約15,000（約30%）
乗合バス車両	約60,000	原則として、10～15年で低床化された車両に代替
		（うちノンステップバス） 約12,000～15,000 （20～25%）
旅客船	約1,100	約550（約50%）
航空機	約420	約180（約40%）

社会資本整備重点計画（平成15年10月10日閣議決定）

における達成目標（平成19年度まで）

- ・ 段差の解消・・・7割強
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの整備・・・8割強